新型コロナウイルス支援情報

保険料の減免申請は３月31日までです

感染症の影響を受けた世帯（被保険者）の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を一部減免か免除します。締切を過ぎると申請ができません。

対主たる生計維持者が次の①か②の要件を満たす場合
①死亡または重篤な傷病を負った世帯
②収入の減少（次のアからウすべてに該当すること）
ア.主たる生計維持者の令和３年中の事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入）のいずれかの減少額（給付金等を控除した額）が令和２年の当該事業収入等の額の10分の３以上の場合
イ.減少した事業収入等に係る所得以外の令和２年の所得の合計額が400万円以下であること。
ウ.国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免は、令和２年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

次の場合は減免できません
※非自発的失業者に該当する場合の国民健康保険料。
※コロナウイルスの影響ではない転職や退職による収入の減少の場合。
※主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る令和２年中の所得が０円の場合。

締３月31日㈭必着
申減免申請書類に記入し、郵送（様式は市HPからダウンロードするか電話で郵送の依頼をしてください。）
詳しくは、広報おのみち令和３年７月号や市HPをご覧ください。
申問市民税課（☎0848－38－9145）

事業者向け支援（第２期）事業継続特別支援金

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業・時間短縮営業や外出自粛等の影響により、１・２月の各月の売上が平成31年～令和３年の同月と比べて減少し、国の事業復活支援金・県の月次支援金を受給しても補い切れない差額に対して支援金を支給します。
※対象者は、県の「頑張る中小企業月次支援金」の交付対象事業者です。詳しくは市HPをご覧ください。

支給額

	30%～50%売上減少	50%以上売上減少
中小法人	上限額８万円/月	上限額20万円/月
個人事業主	上限額４万円/月	上限額10万円/月

※飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が著しく減少した事業者は、減少率に応じて給付上限が拡大します。

申３月18日㈮～４月30日㈯※当日消印有効。
問（第２期）事業継続特別支援金事務局（☎090－1418－0284/９:00～17:00）
※土日祝日を除く。※複数回線で対応。

市HP▶

納税が困難な人へ

納税者（家族を含む）が感染した場合のほか、感染症の影響を受け納税が困難な場合は、猶予制度を利用できる場合があります。
※詳しくは、お問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

問収納課（☎0848－38－9210）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　✉電子メール　HPホームページ

引っ越しなどで暮らしが変わったら各種届け出を

３月と４月は引っ越しをする人が多くなる季節です。住民異動や保険の手続きを忘れずにしましょう。※代理人の場合は委任状が必要な場合あり。

住民異動手続き　場市民課、各支所

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき（転入届）	転出証明書（前に住んでいた市町村で発行） 本人確認書類 マイナンバーカード	市民課（☎0848－38－9102）
他の市町村へ転出するとき（転出届） 市内で住所が変わったとき（転居届）	本人確認書類 マイナンバーカード（転居のみ） 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 介護保険証 （国民健康保険証～介護保険証：お持ちの人）	
世帯主や世帯の構成が変わったとき（世帯主変更届、世帯分離届等）	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 （国民健康保険証～後期高齢者医療保険証：お持ちの人）	

※住所変更に伴うマイナンバーカードの手続きには、数字４桁の暗証番号が必要です。同一世帯以外の人は、当日の処理はできません。

国民健康保険・国民年金の手続き
場保険年金課、各支所（御調は御調保健福祉センター）

こんなとき		必要なもの	問い合わせ先
国保に加入	他の市町村から転入した	本人確認書類	保険年金課（国保☎0848－38－9142）（国民年金☎0848－38－9143）
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類	
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書（被扶養者資格喪失証明書）、本人確認書類	
	子どもが生まれた	母子健康手帳、本人確認書類	
国保を脱退	他の市町村へ転出する	保険証	
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証	
	職場の健康保険の被扶養者となった		
	国保の加入者が死亡	保険証、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者を確認できるもの（会葬礼状・埋火葬許可証（控）等）	
国保（その他）	住所・世帯・名前の変更	保険証	
	保険証をなくした	本人確認書類	
	就学のため、子どもが他の市町村へ転出する	保険証、在学証明書、学生証などマインナンバーカードか通知カード	
国民年金に加入	職場の厚生年金をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳等	
	厚生年金加入の配偶者の扶養から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書（被扶養者資格喪失証明書）、年金手帳等	

日曜にも転入・転出などの手続きができます

日３月27日、４月３日の日曜　８:30～17:15
場市民課、因島総合支所市民生活課
内○住民異動届の受け付け（転入・転出・転居など）
○印鑑登録、住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書などの発行
○戸籍届の受け付け（婚姻や出生など）
※後日審査の場合あり。
○パスポートの受け取り※申請不可。
○マイナンバーカードの受け取り（電子証明書の更新など）
※住所地に応じた支所で保管しています。移送が必要ですので、受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。

受け取り希望日	連絡期限
3月27日㈰	3月23日㈬17:00まで
4月3日㈰	3月30日㈬17:00まで

○所得に関する証明書の発行
※納税と資産に関する証明は除く。事前に担当課（収納課☎0848－38－9172
因島瀬戸田市民税係
☎0845－26－6227）へご確認ください。
※一部取り扱いができないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。
※住所変更にともなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。
問市民課（☎0848－38－9102）
因島総合支所市民生活課
（☎0845－26－6208）

多量の引っ越しごみはごみステーションに出せません

分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

■転入や転居した人へ
市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。

■マンション・アパートなどを管理する人へ
収集日とごみ分別のルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。

問【尾道・御調・向島地区】
尾道市クリーンセンター（☎0848－48－2900）
清掃事務所[収集]・衛生施設センター[持込]
【因島地区（原・洲江含む）】
南部清掃事務所（☎0845－24－0432）
【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所
（☎0845－27－0454）

土曜に水道の使用開始・使用中止の電話受付を行います

日３月19日・26日の土曜　８:30～17:15
問上下水道局庶務課
（☎0848－37－9300）